



# コンパクトシールド工法研究会

## 会則・細則

平成26年5月

# コンパクトシールド工法研究会

(制定 平成13年 6月27日)

(改定 平成14年 6月19日)

(改定 平成15年 8月27日)

(改定 平成17年 6月28日)

(改定 平成20年 5月30日)

(改定 平成21年11月30日)

(改定 平成23年 5月27日)

(改定 平成24年 6月 7日)

(改定 平成25年 5月29日)

(改定 平成26年 5月28日)

## 会 則

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、コンパクトシールド工法研究会（以下「本研究会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本研究会は、付表－1に示す特許出願に係る発明のいずれかに基づくシールド工法であって、主に、一次覆工と二次覆工を一体化した新型インバート付き多ヒンジ構造の内面平滑セグメントと、複数のユニットに分割するとともに後方台車の設備を機内に内蔵したシールド掘進機を使用し、シールド掘進機を転用可能としたシールド工法（コンパクトシールド工法といい、以下「本工法」という。）の技術開発および普及、発展を図ることを目的とする。

(活 動)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 本工法に係わる技術の研究および開発
- (2) 本工法の普及および広報活動
- (3) 関係諸機関に対する連絡と意見の具申
- (4) その他本研究会の目的を達成するために必要な事項

(事務局)

第4条 本研究会は、事務局を 東京都中央区日本橋蛸殻町1-6-4 に置く。  
事務局長および事務局員の任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。

## 第2章 会 員

### (会 員)

第5条 本研究会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員 本工法の実施権または本工法に使用する機械、装置若しくはセグメント等の製造・販売権を有する企業であつて、本研究会の目的および活動に賛同する企業。
- (2) 賛助会員 前号の実施権または製造・販売権は有しないが、本研究会の目的および活動に賛同する企業。
- (3) 特別会員 本研究会の目的および活動に賛同する企業であつて、幹事会が特別に入会を認めた企業。

### (入 会)

第6条 本研究会に入会しようとするものは、幹事会社を含む正会員2社の推薦状および細則に示す技術資料を添えて、入会の申し込みを幹事会に提出する。その後、幹事会において入会資格を確認し、承認する。ただし、特別会員は前述の推薦状および技術資料を必要としない。

### (会員の義務)

第7条 会員は、次の義務を負うものとする。

- (1) 第3条に定める活動に積極的に参加すること。
- (2) 本研究会の活動を通じて知り得た秘密情報を、他の会員の承認を得ずして会員以外の第三者に開示または漏洩しないこと。
- (3) 第19条に定める会費を納入すること。
- (4) 本研究会の会則を遵守すること。

### (退 会)

第8条 本研究会を退会しようとする者は、その理由を付した退会届を幹事長に提出し退会することができる。

2. 会員が、前条に定める会員の義務を履行しないときまたは本研究会の目的もしくは事業を妨げもしくは名誉を傷つける行為をしたときは、幹事会の決議により当該会員にその旨を通知し、退会させることができる。

## 第3章 役員等

### (役 員)

第9条 本研究会には、次の役員を置く。

|       |     |
|-------|-----|
| 幹 事 長 | 1 名 |
| 副幹事長  | 1 名 |
| 幹 事   | 数名  |

会計監事 1名

2. 幹事長および副幹事長は、幹事の互選により、幹事会で決定する。
3. 幹事は、株式会社大林組、鹿島建設株式会社、株式会社熊谷組、佐藤工業株式会社、ジオスター株式会社、大成建設株式会社および東京都下水道サービス(株)の研究会代表者をもってあてる。
4. 会計監事は、会員の中から幹事会の承認を得て幹事長が委嘱する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、就任の日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

2. 任期途中で交代した役員任期は、前任の任期満了の日までとする。

(役員職務)

第11条 幹事長は、本研究会の会務を総括する。

2. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に支障のあるときは幹事長の職務を代行する。
3. 幹事は、本研究会の会務の執行にあたる。
4. 会計監事は、本研究会の収支決算の監査を行う。

(顧問)

第12条 本研究会に顧問を若干名おくことができる。

2. 顧問は、幹事会の承認を得て、幹事長が委嘱する。
3. 顧問は、本研究会に対して必要な助言を与えることができる。

## 第4章 会議

(会議)

第13条 本研究会の会議は、総会および幹事会とし、それぞれ次の者をもって構成する。

- (1) 総会は、会員の代表者をもって構成する。
- (2) 幹事会は、幹事長・副幹事長および幹事をもって構成する。

(総会)

第14条 総会は、本会則に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 本研究会の活動計画に関する事項
- (2) 本研究会の予算及びその決算に関する事項
- (3) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他、幹事長が必要と認める事項

(幹事会)

第15条 幹事会は、本会則に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 本研究会の運営に関する重要な事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会において委託された事項

(4) その他、幹事長が必要と認める事項

2. 前条の定めにかかわらず、細則第1条に定める入会金の変更は、幹事会において決定する。

(会議の開催)

第16条 本研究会の会議の開催時期および回数は、次のとおりとする。

(1) 定時総会は、毎年1回、一定の時期に開催する。

(2) 臨時総会は、幹事長もしくは幹事会が必要と認めたときに開催する。

(3) 幹事会は、必要の都度開催する。

(会議の召集、決議等)

第17条 幹事長は、総会および幹事会を召集し、その議長を務める。

2. 総会または幹事会の決議は、本会則に別段の定めのある場合を除き、会員または役員の過半数が出席し、その過半数以上の同意をもって決議するものとし、可否同数のときは議長が決定する。

## 第5章 委員会

(委員会)

第18条 本研究会の事業の円滑な運営を図るため、技術委員会を設置する。その他、必要と認めるときは別途委員会を置くことができる。

2. 各委員会の委員は、幹事会の承認を得て、幹事長が委嘱する。

3. 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

4. 委員会は、必要に応じてアドバイザーをおくことができる。アドバイザーは委員長の要請に基づき、幹事会の承認を得て、幹事長が委嘱する。

## 第6章 会計

(運営資金)

第19条 本研究会の運営資金は、入会金、年会費、その他の収入等とする。ただし幹事会の決議により必要とされた場合は、臨時会費を徴収することができる。

2. 入会金は入会の際に納付し、年会費は毎年7月末日までに当該年度分を前納するものとする。ただし年度中途に入会した場合は、入会の際にその全額を納付するものとする。

3. 入会金、年会費の額については、別途細則で定める。

4. 納入した入会金、年会費、臨時会費は、過誤納による場合を除きいかなる場合も返還しない。

(会計年度)

第20条 本研究会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし初年度は、本研究会発足の日から翌年の年度末までとする。

(決算)

第21条 事務局は、会計年度終了後すみやかに本研究会の収支決算書を作成の上、会計監事の監査を受けるとともに、これを幹事会に提出し、総会の承認を得るものとする。

## 第7章 その他

(成果の帰属)

第22条 本研究会で得られた研究開発成果の帰属は、技術委員会において協議し、幹事会の承認を得て決定するものとする。ただし、その研究開発成果が、他の会員の協力、または本研究会の技術情報によることなく会員が単独で成したときはこの限りでない。

2. 前項の研究開発成果の取り扱いは、別途細則で定める。

(解散)

第23条 本研究会は、会員の3分の2以上の同意をもって、解散することができる。

2. 解散する場合の残余財産の処分は、幹事会で審議のうえ、総会において承認を得るものとする。

(連絡担当者)

第24条 各会員は、連絡担当者1名をおき、事務局と連絡にあたる。

(細則)

第25条 本会則の細則は、幹事会において定める。

(協議)

第26条 本会則に定めのない事項または運営において疑義が生じた事項については、その都度幹事会の決議を得て解決する。

(会則の施行)

第27条 本会則は、平成26年5月28日から施行する。

## 細 則

(制定 平成13年 6月27日)

(改定 平成13年12月 3日)

(改定 平成14年 6月19日)

(改定 平成15年 8月27日)

(改定 平成20年 5月30日)

(改定 平成23年 5月27日)

(改定 平成24年 6月 7日)

(改定 平成25年 5月29日)

(改定 平成26年 5月28日)

(入会金、年会費)

第1条 本研究会の会則第19条に定める入会金、年会費の額は次の通りとする。

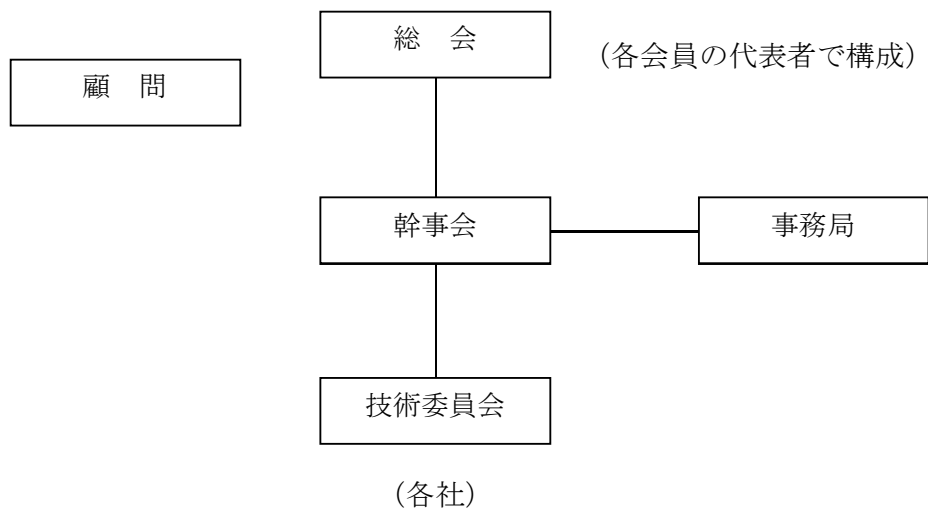
|   |              | 正 会 員     | 賛 助 会 員 | 特 別 会 員 |
|---|--------------|-----------|---------|---------|
| 1 | 入 会 金(円)     | 1,400,000 | 800,000 | —       |
| 2 | 年 会 費(円)     | 200,000   | 100,000 | 200,000 |
| 3 | 特別年会費(円)(注1) | 550,000   | —       | 550,000 |

(注1) 特別年会費は、特許権利会社 東京都下水道サービス㈱・㈱熊谷組・㈱大林組・佐藤工業㈱・ジオスター㈱に適用する。

(注2) 特別年会費の額は、毎年協議して定める。

(本研究会の組織)

第2条 本研究会の組織は、下図の通りとする。



(成果の帰属)

第3条 会則第22条に定める研究開発成果を工業所有権として出願する場合は、技術委員会で協議し、幹事会の承認を得た成果の帰属者が行うものとする。ただし、他の会員は当該成果を実施できるものとし、実施の条件等は幹事会で協議し、決定するものとする。

(入会資格の確認)

第4条 入会希望者は下に示すシールド工事に関する技術資料を幹事会に提出する。幹事会は提出された技術資料を審査し、全幹事の承認をもって確認するものとする。

- ・ シールド技術の開発体制
- ・ 本工法の発展に貢献する関連技術
- ・ 近10年間のシールド工事实績（スポンサーのみ）
- ・ シールド関連の保有特許

(細則の施行)

第5条 本細則は、平成26年5月28日より施行する。

(以上)



付表－1

|   | 特 許   |
|---|---|
| 1 | シールド工事用セグメントリング、セグメント及びリング間継手<br>(特願2001-16046) |
| 2 | シールド掘進機及びその仮推進方法 (特願2000-189571)                |
| 3 | 坑内搬送システム及び積荷搬出入方法 (特願2000-189572)               |
| 4 | トンネル坑内の搬送装置 (特願2000-189984)                     |
| 5 | セグメントエレクタ装置 (特願2001-103713)                     |
| 6 | シールドトンネルの構築装置 (特願2002-354688)                   |